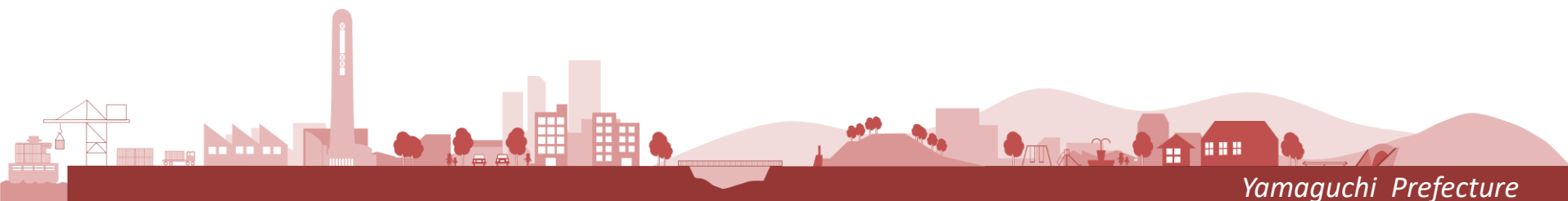


山口県内の建設業法違反 事例について

山口県監理課建設業班

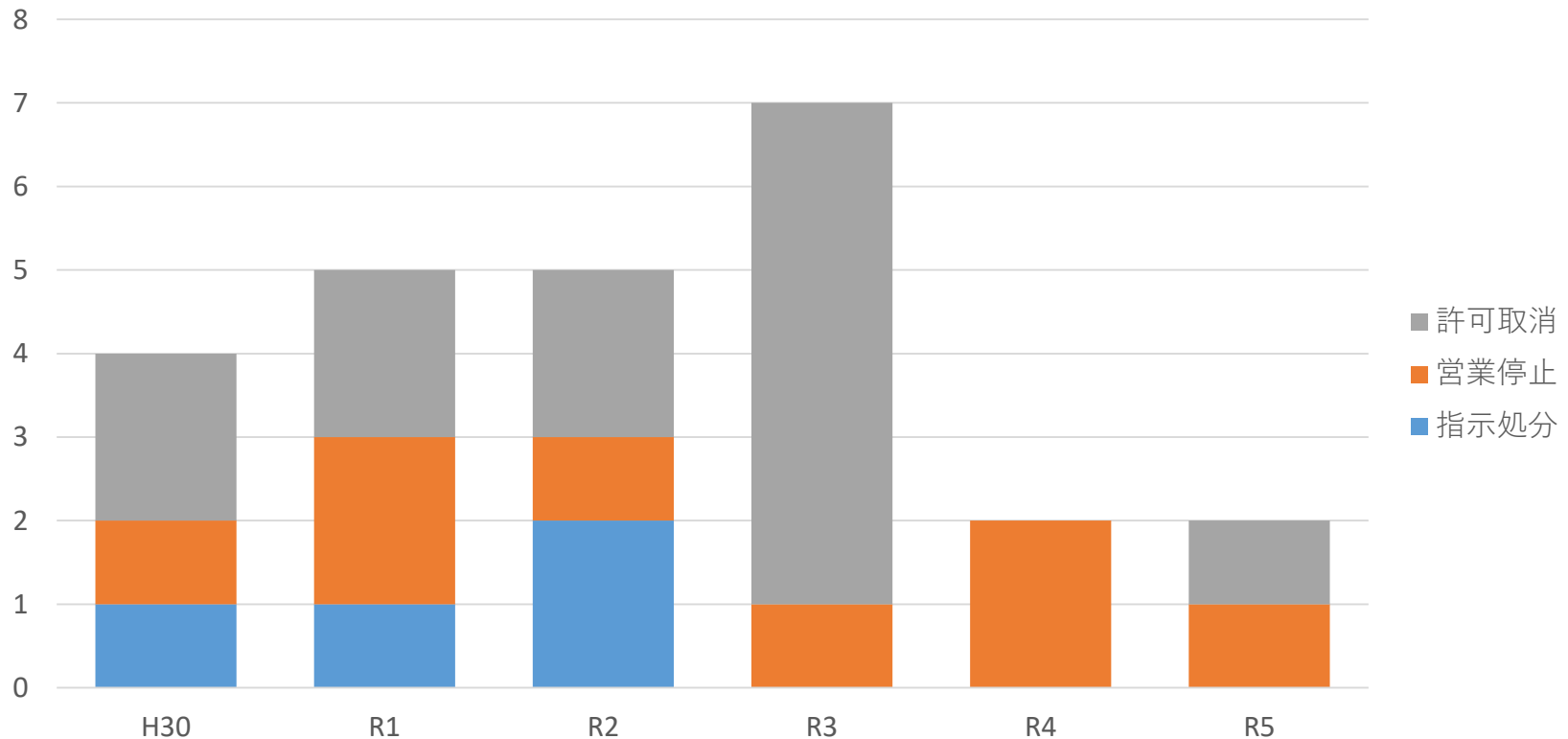
令和5年10月25日（水）



建設業違反による監督処分件数

監督処分件数は、令和4年度減少したが、令和5年度は上半期で2件の監督処分を行った。

平成30年度から令和5年度までの監督処分件数の推移



- 平成30年度～令和5年度上半期の監督処分件数の主な違反内容

【建設業法の許可要件違反（欠格要件該当等）】

9件 暴行等の刑罰への該当や資格要件の欠如

【刑法違反】

5件 贈賄や談合

【労働安全法違反】

6件 うち、死亡事故は3件発生

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反】

1件 法律の除外理由のない廃材の焼却

建設業許可を受けられた方へ

建設業許可を受けたらもうおしまいと思いませんか？
許可を受けた後で営業を行っていく際にも、建設業法が関係してきます。守るべき規定を十分理解した上で、法令違反が生じないように注意しましょう！

うっかり違反しがちな内容

○営業所の専任技術者が、工事現場への専任を求められる工事（請負代金の額が4000万円（建築一式である場合には8000万円）以上）の主任技術者又は監理技術者となっていた。（建設業法第7条第2号、第15条第2号違反）※令和5年1月から請負金額が変更されています。

○毎事業年度経過後4か月以内に、決算に係る変更届を提出しなければならないのに提出していなかった。（建設業法第11条第2項違反）

○請け負った工事の現場には、一定の資格等を有する主任技術者又は監理技術者を配置しなければならないにも関わらず、無資格者や当該資格等では当該工事の主任技術者又は監理技術者の要件を満たさない者を配置していた。（建設業法第26条第1項又は第2項違反）

○JV工事の完成工事高について、出資比率に応じた金額までしか計上できないにも関わらず、他のJV構成員の下請けに入る等して、計上可能な請負金額を超えて完成工事高を計上していた。

もし違反してしまったら・・・

建設業法に違反してしまった場合、一体どうなるでしょうか。

👉裏面をご覧ください

建設業法に違反した場合、 行政指導や監督処分の対象となります！

行政指導、監督処分とは・・・

- 行政指導とは
 - ・法令違反が認められる場合に、是正を求めるものです。
 - ・口頭で指導するものと文書で指導するものがあります。
- 監督処分とは
 - ・違法行為の是正を求める指示処分、営業停止処分、さらには建設業の許可取消処分があります。

行政指導		監督処分	
行政処分性なし		行政処分性あり	
口頭指導	文書指導	指示処分、 営業停止	許可取消

監督処分をされると・・・

- 処分されたことが、公に知られることとなります。
- 経営事項審査の点数で減点があります。
- 指名停止措置が行われるおそれがあります。
- 指名停止が行われた場合、県の入札参加資格の点数が減点されます。